

**「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」
ガイドライン作成に係る事例(京都市収集分)**

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例1

区分	障害種別	「障害を理由とする不利益取扱い」について
		合理的な理由があり、利用やサービス等を制限又は条件を付けている事例とその理由
施設・公共交通機関	肢体不自由	車いすのままでの施設への入場を断っている。 施設内は大型遊具や玩具等で狭く、車いすでの通行が他の利用者(乳幼児)に対して危険を伴うため。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例1

区分	障害種別	「障害を理由とする不利益取扱い」について
		不利益取扱いに該当する恐れがあるが、改善できる事例及びその改善方法
住宅	特定しない	(参考) 障害を理由に賃貸契約を断られたり、保証会社が利用できないこと。
商品販売・サービス提供	特定しない	(参考) 補助、保佐の場合で、銀行の預貯金手続(取引)について、銀行によって対応が統一されておらず、取引ができなかったり、できたりすること。
情報・コミュニケーション	視覚, 聴覚	(参考) 重要書類の取扱いや公共交通機関の整備, 行政機関の受付窓口について, 郵便物の点字シール添付, 拡大文字, 音訳, 手話等の必要性等が十分に浸透していないこと。
情報・コミュニケーション	視覚, 聴覚, 精神的, 知的, 発達	(参考) 文字を読んで理解することが難しい方, 視覚障害者で点字も墨字も読めない方への配慮がないこと。
福祉	内部障害(膀胱・直腸)	市役所内のトイレ全てが, オストメイト対応になっていない。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
医療	視覚・聴覚 音声・肢体 不自由・知的 障害・精神 障害・発達 障害	車いす使用が可能となるようバリアフリー化している(段差の解消等)。エレベーターを設置している(点字表示,点字ブロック)。廊下に手すりを設置。廊下に待合用の椅子以外に障害物をなくし,歩行しやすい環境整備に努めている。トイレに点字ブロック及び男性用便器・洗面器に補助具を設置。音に敏感な患者に配慮して院内放送を止めている。必要に応じて医療行為の手順を書いたカードを用いて説明し,患者に安心してもらうよう努めている。診察の順番が来れば医師が直接,待合室まで患者を呼びに行く。薬の調剤ができた際,薬剤師が直接待合室で薬の説明をしたうえで手渡している。受付では必要に応じて待合室で患者に対して説明をおこなっている。
医療	知的・発達	聴き取りが苦手な児童には,診察や検査の流れを視覚的に理解できるよう,絵カードを用いて説明している。
会議・イベント等	視覚	研修会場には,建物の出入口や床に点字ブロックを設置している。
会議・イベント等	視覚	広報用リーフレット,ポスター等の作成をする際,色弱の方に配慮した配色に努める等京都市みやこユニバーサルデザイン基準を踏まえて作成している。
会議・イベント等	視覚	映画上映会を開催するときは,視覚障害者用音声ガイドを導入している。
会議・イベント等	視覚,聴覚	憲法月間「映画のつどい」においては,視覚障害や聴覚障害を持つ方々にも映画を楽しんでいただけるように,バリアフリー上映(ユニバーサル上映とも呼ばれる)を実施している。
会議・イベント等	肢体	公立高校説明会や各学校主催の演奏会において,車いす通路(幅)及び観覧スペースを確保している。
会議・イベント等	肢体不自由	研修会場で肢体不自由(車いす)の職員が受講する場合には,スペースを広めに確保している。
会議・イベント等	肢体不自由	肢体不自由(車いす)の職員が研修会場まで自動車通勤する場合について,駐車スペースを確保するように努めている。
会議・イベント等	肢体不自由	研修会場には,車いす対応エレベーター(エレベーター内に鏡を付け,車いすでも後方確認しやすいようにしている等)を設置している。
会議・イベント等	肢体不自由	研修会場には,身体障害者用トイレを設置している。
会議・イベント等	肢体不自由	講演会等の開催は,できるだけ,段差が少なく,エレベータ移動ができる会場を選ぶようにしている。
会議・イベント等	肢体不自由	講演会やイベント等において,会場によっては車いす誘導のための職員を配置している。
会議・イベント等	肢体不自由	講演会及び映画会等の会場で,車いす使用者や介助犬を同伴する人のスペースを確保する。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
会議・イベント等	肢体不自由	講演会、映画上映会を開催するときは、車いす専用者スペースを入口近くに設置している。
会議・イベント等	肢体不自由	施設の一般公開の際、肢体不自由者等にも対応するため、車いすの無料貸し出しや一部車の乗り入れの許可を行っている。
会議・イベント等	肢体不自由、視覚	視覚障害のある職員や肢体不自由(車いす)の職員が研修を受講する場合には、可能な限り事前に把握し、誘導するための職員を配置するよう努めている。
会議・イベント等	聴覚	「地籍調査(測量)現場立会い」への手話通訳派遣
会議・イベント等	聴覚	自殺予防と自死遺族支援のための京都府民・市民シンポジウムに関しては毎年聴覚障害のある方のために手話通訳を配置する手配をしている。
会議・イベント等	聴覚	くらしとこころの総合相談会に関して、予約受付時希望者には手話を派遣できる体制を整えている。
会議・イベント等	聴覚	講演会やセミナー、記念行事、表彰式等、住民参加型のイベントや行事において、手話通訳者の配置や要約筆記を実施している。
会議・イベント等	聴覚	人権月間事業として実施している「講演のつどい」において、市民しんぶんによる周知により、利用希望があれば、手話通訳を行う。
会議・イベント等	聴覚・音声	講演会、イベント等の開催の参加申し込みについて、メールやFAXでの申し込みを受け付けている。
会議・イベント等	聴覚	区民会議の委員に難聴者がいるため、補聴器と磁気ループを使用している。
会議・イベント等	聴覚	講演会等を開催するときは、手話通訳者の配置や要約筆記を行う。
会議・イベント等	聴覚	映画上映会を開催するときは、聴覚障害者用字幕を導入している。
会議・イベント等	聴覚 肢体不自由 視覚	市会本会議の傍聴に際し、聴覚障害者用のテレビモニターを設置しているほか、手話通訳者の派遣申請があれば、事務局で経費を負担して、手話通訳者を派遣している。また、車いす専用スペースの設置や、階段への点状タイルの設置を行っている。
会議・イベント等	聴覚、視覚、 肢体不自由	講演会、映画上映会を開催するときは、聴覚障害者・視覚障害者、車いす利用者への専用席・スペースへの誘導スタッフを配置している。
学校・教育(自治体)	肢体不自由	多目的トイレを設置している。
学校・教育(自治体)	肢体不自由	手すりやスロープを設置している。
学校・教育(自治体)	全	公立高校入学者選抜試験において、障害の内容・程度により受検上配慮を必要とする場合は、あらかじめ申出を受けたうえで、特例措置を認めている(問題・解答用紙の拡大、別室受検、時間延長等)。
広報・ホームページ等	視覚障害	図書館ホームページに音声読み上げ用ページ(テキスト版)を設けている。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
広報・ホームページ等	視覚	年末年始の家庭ごみ収集等について広く市民周知するため、視覚障害を持っている方についても各戸配布している「年末年始の家庭ごみ収集等のお知らせ」ビラの点字版及び音声版(カセットテープ、CD)を製作し、配布している。
広報・ホームページ等	視覚	納税通知書等の封筒に送付文書名等を点字表示、また、その主な内容の点字文書も同封している。
広報・ホームページ等	視覚	国民健康保険等制度に関する資料については、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、点字版を作成している。また、希望者に対して封筒に点字シールを貼って送付している。
広報・ホームページ等	視覚	各冊子、機関紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布している。
広報・ホームページ等	視覚	市民しんぶんの点字版、読み上げ版を作成、希望者に配布している。
広報・ホームページ等	視覚	視覚に障害のある市民等に対し、市会だよりのHTML版や点字版、拡大版、録音版を作成している。
広報・ホームページ等	視覚	視覚に障害のある方がいる世帯で、点字によるお知らせを必要とする場合、水道料金・下水道使用料等を点字で印字した「水道使用水量のお知らせ票」、「納入通知書」及び「領収済通知書」を送付している。
広報・ホームページ等	肢体不自由	ホームページで庁舎内のバリアフリー情報(エレベーター、障害者用トイレ)をお知らせしている。
広報・ホームページ等	その他(全般)	チラシなどによる会場アクセス等の表示を「分」ではなく「メートル」としている。
広報・ホームページ等	聴覚	問い合わせ先に電話番号だけでなく、FAXやメールアドレスを表記する。
広報・ホームページ等	聴覚	HPにおいて、ユニバーサルデザインに配慮している。
採用試験・免許更新等	視覚	上級 一般事務職(行政)の採用試験において、申込時に受験者から希望があった場合は点字による受験を可能としている。(試験時間を拡大し対応)
採用試験・免許更新等	身体	身体に障害のある方を対象に採用試験を実施している。受験案内及び例題は点字版も作成。申込時に、点字による受験、補装具や車いすの使用、手話や筆談等のコミュニケーション手段の希望及びその他受験に際し必要な配慮について、書面で確認を行い、他の受験者との公平性を損なわない範囲で可能な限り対応している(試験時間の拡大、パソコンの使用、拡大文字や白黒反転文字等による出題、手話通訳者の配置等)。また、自動車による来場にも対応している。
採用試験・免許更新等	身体	上級 上級 免許資格職等、中級、民間企業等職務経験者及び青年海外協力隊等活動経験者採用試験において、申込時に身体に障害のある方からの車いす使用等の要望を受け付けている。また、聴覚障害のある方に対して、1次試験において説明内容や開始・終了の合図等を書面により提示している。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
商品販売・サービス提供(企業等)	肢体不自由	所定の場所にごみを排出することが困難な障害のある方等への生活支援として、自宅の玄関先までごみの回収に何う「ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)」を実施している。 また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、対象者の安否確認を行っている。
商品販売・サービス提供(企業等)	聴覚、音声	聴覚や音声・言語に障害のある方が、電話の代わりにファクシミリで、大型ごみ収集の申込をしていただく制度を実施している。 なお、申込時の手続きを簡略化するため登録制としている。
職場	視覚、肢体不自由等	障害のある職員が業務上必要とする備品の購入(視覚障害者に対する点字ディスプレイ、肢体不自由者に対するポータブルプリンター)等
職場	肢体不自由	専用のコピー機(ポータブルプリンター)を自席に設置している。
職場	肢体不自由	車いす使用の職員の通行の妨げにならないよう執務スペースのレイアウトに配慮している。
職場	肢体不自由	職員の自動車等を利用して通勤を承認するうえでの基準の一つとして「心身に障害がある者」を設け、配慮を行っている。
職場	肢体不自由	書類棚等の備品について、車いすを使用している職員が利用しやすい高さのものを選んでいる。
職場	肢体不自由	車いすでも利用しやすい位置に着席してもらうなど、配席について本人の希望を確認し、配慮している。
職場	肢体不自由	事務執行可能な業務への従事
職場	肢体不自由	休憩のための長椅子設置
職場	すべて	配属先を決める際には、職員の有する障害の内容を考慮した上で決定している。
職場	聴覚	手話講座の実施 職員が聴覚言語障害者に対する応対技術の基本を習得することにより、円滑な応対を行うため。
職場	発達	手続きに関して、わかりやすいように要点を書いた紙や平易な言葉での説明文などを添付している
職場	発達	専門的用語の使用を避ける等、わかりやすい言葉でゆっくり話すようにしたり、メモなど視覚ではいるようにしている
職場	発達	保護者、子どもへの発行物など文字を大きくしたりルビをふる等の配慮をしている
職場	発達	職員の理解を深める啓発研修を実施している
職場	発達	児童の課題や成長について共通理解するため、朝・昼の引継ぎや職員会議で子どもの様子などを報告している
職場	発達	個々の子どもについて、各関係機関と課題・治療・指導内容・見通しなど話し合っている
職場		配置先を決める際には、職員の有する障害の内容を考慮した上で決定している。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
庁舎・施設	視覚	点字ブロックを設置している(出入口, 階段の踊り場等)。
庁舎・施設	視覚	エレベーターボタンの横に点字表示をしている。
庁舎・施設	視覚	階段の段鼻には, 明度の差の大きい色をつけている。
庁舎・施設	視覚	・建物の出入口にスロープを設置している。 ・館内案内図, トイレ, エレベーターボタン, 階段の手すり等に点字表示をしている。
庁舎・施設	視覚	施設の入口に近づくと鳴るチャイムを設置している。
庁舎・施設	視覚	選挙のお知らせはがきへの点字シール貼付け, 点字版及び音声版選挙公報の作成・配布の他, 投票所への点字版候補者一覧, 弱視版候補者一覧, 点字器等の設置を行っている。
庁舎・施設	視覚	階段の手すりは2段にしている。
庁舎・施設	視覚	板書の文字を出来るだけ大きく書いている。
庁舎・施設	視覚	色覚特性の子どもが見やすいように, 板書するチョークの色を配慮している。
庁舎・施設	視覚	プリントやテキストの文字サイズ等を拡大している, ルビを打っている。
庁舎・施設	視覚	時間割をイラストで判りやすく表示したり, 整理棚に何を入れるかを図形で表す等, 言葉以外にイラストや図形を使って情報を明示している。
庁舎・施設	視覚	点字化した問題用紙を用意している。(試験)
庁舎・施設	視覚	視覚障害のある子どもの登下校時(スクールバス)に介助者を派遣している。
庁舎・施設	視覚, 肢体不自由	障害者等に配慮したトイレ, 多目的トイレ(車イス対応, 車イス使用者用洗面台, 非常呼出しボタン, トイレのドアに点字のサイン)を設置している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	正面玄関のドアを自動にしている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	個々の子どもにとってベストの座席位置になるよう配慮している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	個々の子どもがその特性を踏まえて授業の中で活躍できる場面づくりをしている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	学習の流れ, プロセス, 予定を視覚化して明示している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	1つの学習活動の単位時間を10分~15分にするなど短くし, 必要に応じて休憩をとっている。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	個別の障害の特性に応じて評価するようにしている。(試験)
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	介助員、学習支援員を配置している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	授業に集中しやすいように前面の棚などをカーテン等で隠している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	給食で、嚥下力の弱い子どものために二次調理(ミキサー食)をしている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	教職員の理解を深める啓発研修を実施している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	学校外の支援の人材リストを整備している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	全ての保護者の理解を深めるための説明に努めている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	支援学級生徒の課題や成長について共通理解するため、支援学級担任が職員会議で子どもの様子などを報告している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	学校便りや掲示物等により地域への啓発を実施している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	障害のある子どもにとって過ごしやすい教室や見やすい掲示は、全ての子どもにとっても過ごしやすく見やすいという観点から、全ての教室の掲示や環境を整えている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	支援教育を担当する校内委員会で個々の子どもについての配慮内容を決定し、職員会議等で共有している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	お互いを尊重しあう関係性を築くために、障害のある子どもと障害のない子どもとの集団づくりを図るようにしている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	運動会や卒業式等各行事での子どもの位置付けを全員で確認し、ルールや参加のための配慮について検討するようにしている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	言語によるコミュニケーションが難しい子どもに対してタブレット型端末を携帯させて、コミュニケーション用のツールとして使用させている。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	校外活動において看護師や介助員が同行している。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
庁舎・施設	視覚障害	図書館において <ul style="list-style-type: none"> ・大活字本を所蔵している。 ・拡大読書器を設置している。 ・国語辞典、英和辞典等の点字資料を所蔵している。 ・活字図書の利用が困難な方のために、ボランティアによる図書館資料の対面朗読を受け付けている。(事前申込必要) ・録音図書の貸出しを行っている。 ・来館が困難な方のために、CD・カセットテープの貸出しを行っている。
庁舎・施設	視覚障害	活字図書の利用が困難な方のために、中央図書館では録音図書の貸出しを行っている。
庁舎・施設	視覚障害	来館が困難な視覚に障害のある方のために、京都ライトハウス情報ステーションを通じて、CD・カセットテープの貸出しを行っている。
庁舎・施設	肢体	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの方等に配慮し、入口はスロープになっている。 ・来庁者用の車いすを用意している。 ・危険防止のため、階段に手すり・滑り止めを設置している。障害児を含む児童が多く訪れる施設であるため、児童がつかまりやすい位置にも手すりを設置している。 ・エレベーターを設置している。
庁舎・施設	肢体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児を含む児童が多く訪れる施設であるため、児童がつかまりやすい位置にも手すりを設置している。 ・各部屋の扉は、車いすの方でも入りやすいスライド式になっている。 ・各階にオストメイト用のトイレを設置している。
庁舎・施設	肢体不自由	・見学者コースをバリアフリーにしている。
庁舎・施設	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすでも移動しやすいように通路の幅を広くとり、各フロアはフラットになるように設計している。 ・障害者等に配慮した多目的トイレ(車いす対応トイレ、車いす使用者用洗面台、非常呼び出しボタン)を設置している。
庁舎・施設	肢体不自由	飲料自動販売機は、ユニバーサルデザインのタイプを設置している。
庁舎・施設	肢体不自由	投票所となっている施設への仮設スロープ、車椅子対応の記載台及び貸出用の車椅子の設置を行っている。
庁舎・施設	肢体不自由	介助式電動階段昇降車(車いす用)を用意している。
庁舎・施設	肢体不自由	受付や相談コーナーを1階に配置し、障害を持った方やその他の来庁者の利便性を図っている。
庁舎・施設	肢体不自由	駐車場に身障者用スペースを確保し、併せて利用料金の減免を行っている。
庁舎・施設	肢体不自由	プラネタリウム内に、車いす観覧スペースを確保している。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
庁舎・施設	肢体不自由	ホームページやチラシなどで施設までのアクセスを記載する場合は、最寄りの駅から「メートル」と距離を記載している。
庁舎・施設	肢体不自由	通学路のバリアフリー化、通学路のグリーンベルト設置を進めている。
庁舎・施設	肢体不自由	シャワートイレや電子センサー付き水道蛇口を設置している。
庁舎・施設	肢体不自由	走り高跳び等課題設定型種目では個別の「課題」を設定している。
庁舎・施設	肢体不自由	バドミントンをテニスのラケットで行う等、用具の配慮をしている。
庁舎・施設	肢体不自由	車いすを使う子どもがいたら、全員が試乗するわけではないが、配慮すべき点を子どもたちが共有するよう指導している。
庁舎・施設	肢体不自由	野外炊飯場等への所内移動に職員が運転する公用車(車いす仕様車含む)を使用している。
庁舎・施設	肢体不自由	障害者用入浴設備、スロープ、エレベーターを設置している。
庁舎・施設	知的・発達	靴を脱ぐ場所や立ち入り禁止の注意書きなどを、図やひらがなを用いた表示で、わかりやすく工夫している。
庁舎・施設	聴覚	緊急時には電光表示による文字表示ができるようにしている。
庁舎・施設	聴覚	一部のプラネタリウム上映において、聴覚障害のある方に楽しんでいただけるよう、日本語字幕を付けたプラネタリウム上映を実施している。
庁舎・施設	肢体不自由	車いす利用者にとって使いやすいカウンター(通常のカウンターより高さが低く、幅が広いもの。専用カウンター又は同等の機能を有するカウンター(3営業所))を設けている。
庁舎・施設	視覚, 聴覚, 音声, 肢体不自由, 知的障害, 精神障害, 発達障害等のうち医療的ケアを必要としない児童	各児童館及び学童保育所、放課後ほっと広場事業(放課後児童健全育成事業)(以下「児童館等」という。)が、学童クラブ事業に登録している障害のある児童(小学校等1~4年生)を受け入れるに当たり、安全に児童館等を利用できるよう、有償ボランティアを募り、介助者を派遣している。 また、学校長期休業期間中において、昼間留守家庭の障害のある小学校等5・6年生の児童を対象に児童館で実施する介助支援について、児童館への介助サポーターの派遣に対する補助を実施している。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	使いやすい教材や分かりやすい教具を整備している。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	板書内容をプリントにする、その際にプリントを穴埋め問題形式にすると学習面で課題のある子どもも参加しやすい。
庁舎・施設	視覚・肢体不自由	子どもが口元を読み取れるように説明の際は必ず子どもの方を向くようにしている。
庁舎・施設		障害のある方は、お一人20点まで(内、視聴覚資料は4点まで)1か月間借りることができる。 (通常は10点まで(内、視聴覚資料は2点まで)2週間)
庁舎・施設		身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級が1級から4級までの方に、宅配による資料の貸出を行っている。
窓口	音声	会話(音声)による意思疎通が困難なお客さまが窓口に来所された際に、職員とお客さまが交互にイラストを指し示すことによりコミュニケーションを円滑に図ることができる「コミュニケーションボード」を設置している。
窓口	視覚	市民税等納税通知書送付用封筒貼付用シール、市民税等の概要点字説明書及び窓口用の点字説明書を作成している。
窓口	視覚	必要に応じて代筆を認めている。
窓口	視覚	郵便物のあて名に点字のテープを貼っている。
窓口	視覚	盲導犬、介助犬を受け入れている。
窓口	視覚	必要に応じて、郵便物のあて名に点字シールを貼っている。
窓口	視覚	制度案内等の一部の資料について、点字版を作成している。
窓口	視覚	拡大鏡、老眼鏡などを常備する。
窓口	視覚	困っている来庁者へ声をかけるとともに、窓口へ案内する。
窓口	視覚	視覚に障害のある市民等の市会への請願権を保障するため、視覚に障害のある市民等の重要なコミュニケーションの手段である点字による請願等を平成13年11月1日から受け付けることとし、点字による請願書及び陳情書の墨字訳を行うとともに、請願者及び陳情者への受理通知並びに請願者への結果通知の点字訳を行っている。また、請願及び陳情に関するパンフレットについても点字訳したものを作成し、配布している。
窓口	視覚 肢体不自由 知的障害	必要に応じて代筆や郵送による申請や代理申請等を認めている。
窓口	視覚等	呼び出し番号は、音声及び番号表示で案内をしている

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例2

区分	障害種別	「合理的配慮」について、実際に行っている事例
窓口	聴覚	窓口にて耳マークのサインを設置して聴覚障害者に筆談により対応できることを案内するとともに、筆談ボードを常備している。
窓口	聴覚	窓口対応時は、マスクを外して口の動きを見えるようにする。
窓口	聴覚	週に2日、手話通訳を配置している。
窓口		文書による苦情申出を行う場合において、文書の作成に支障を生ずる身体上の障害を有している方については、口頭による申出を聴取した上で、苦情申出書を代書し、受理することとしている。

「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」ガイドライン作成に係る事例3

区分	障害種別	3 不利益取扱いや合理的配慮についての具体的な取扱いでの疑問点や環境や条件が整えば提供が必要と思われる事例
G庁舎・施設	視覚	一部設置等がなされていない施設について <ul style="list-style-type: none"> ・建物の出入口や床に点字ブロックを設置すること。 ・施設の入り口に近づくと鳴るチャイムを設置する。 ・館内案内図の点字表示を設置する。 ・音声案内表示を設置する。 ・階段の手すりに誘導用の点字表示を設置する。 ・廊下や階段の手すりを二段にする。 ・施設見学者用の点字版パンフレットの作成